

新座市立第二中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感、互いに協力し合って友情を深めるといった、好ましい人間関係等を育成する。

2 部活動の目的

学年や学級を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒が集まり、同じ目標に向かって努力する活動を通じて、以下のような生徒に成長することを目指すとともに、生きる力を培うことを目的とする。

- 一人一人が課題や目標を設定し、自主的な活動を通して技能などを伸ばす。
- 最後まであきらめずに、やり遂げようとする力を高める。
- 集団の一員としての自覚を持ち、責任ある行動ができるようにする。
- 上級生と下級生と一緒に活動し、望ましい関係を築くとともに、協調性を養う。

3 各部の活動目標、活動計画の設定

- (1) 「新座市立中学校部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 各部の顧問は年間及び毎月 of 活動目標、活動計画を作成する。

4 部活動の基本方針

(1) 活動時間について

- ① 平日は2時間程度とする。※朝練習の時間は含まない。
- ② 休日（長期休業中を含む）は3時間程度とする。
※休日における練習試合は、生徒の健康等や交通費等、過度の活動にならないよう配慮した上で、上記規定時間によらず活動することができる。

(2) 休養日について

- ① 学期中は、週2日以上 of 休養日を設ける。
- ② 学期中の平日は少なくとも週1日以上を休養日とする。
- ③ 土曜日、日曜日で1日以上を休養日とする。
※週末に大会、コンクール等で休養日を確保できない場合は、他の日に振り替える。
- ④ 朝練習も週1日以上休養日を設ける。
- ⑤ 長期休業日の休養日も、学期中に準じた扱いとなる。
- ⑥ 長期休業日は、一週間程度（閉庁日を含む）の休養期間を設ける。
- ⑦ 閉庁日は、大会、コンクール等がなければ休養日とする。

(3) 部活動への加入について

部活動の加入は生徒の希望によるものとするが、部活動は意義がある活動のため積極的に加入を促すものとする。

(4) 活動の例外について

- ① 校長の承認により、各部が定めた年4回の大会及びコンクールにおいて、その開催日の2週間前に限り、（定期テストの部活動停止期間を除く）規定によらず活動することができる。ただし1週間の上限で16時間程度とする。
- ② 年4回の大会及びコンクールにおいて、上位大会に出場した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができる。

(5) その他

定期テスト一週間前から部活動を停止する。ただし、大会等が近い場合は校長が承認した場合のみ活動を認める。※事前に保護者の理解を得ること。

5 部活動の指導体制の整備

- (1) 年間の活動方針及び活動計画等を作成し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 月間の活動計画を作成し、生徒及び保護者に配布する。
- (3) 外部指導者を積極的に活用し、専門的な指導内容を生徒に提供できるよう努める。
- (4) 体罰や暴言、ハラスメントの根絶、心肺蘇生法やAED使用等に係る教職員研修を実施する。

6 具体的な部活動の進め方

- (1) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問、学級、学年等との連携を図る。
- (2) 部活動費用を徴収する際は、保護者の理解を得るとともに、過度の負担にならないようする。また、会計報告、会計監査を確実に実施するなど、透明性をもって適正な処理を行う。
- (3) 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」を活用し事故防止に努める。
 - ① 生徒の実態に即した指導計画の作成
 - ② 施設設備用具などの日々の安全点検の励行
 - ③ 活動開始前の健康観察の実施
 - ④ 活動中の声かけと安全確認
 - ⑤ 事故発生時の迅速かつ適切な対応
- (4) 熱中症事故予防に努めること
 - ① 気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
 - ② 活動前、活動中、活動後に水分や塩分を補給し、休憩をとるとともに健康観察等を徹底する。
 - ③ 熱中症の疑いがある症状が見られる場合には、病院に搬送等の適切に対応する。
 - ④ WBGT 31 以上になった場合は、主運動の活動を行わない。

7 顧問の休養日の設定

部活の顧問は負担が過度にならないよう適切に休養する。